

協議第10号

合併の方式について

合併協定項目第1号「合併の方式」について、次のとおり提案する。

西諸県郡野尻町の全区域を小林市の区域に編入する「編入合併」とする。

平成20年12月14日提出

平成20年12月14日確認

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

【参考資料】

合併の方式

市町村の合併の法律上の根拠は何ですか。

市町村の合併は、あくまでも「市町村の廃置分合」の一形態ですから、その法律上の根拠は、市町村の廃置分合について規定した地方自治法第7条にあります。

そして、市町村の合併について、様々な法律の特例措置等を定めているのが、「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」です。

市町村の合併とは、どのように定義されるものですか。

合併新法第2条では、「市町村合併とは、2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」とされています。

市町村の合併は、通常、「新設合併(対等合併)」と「編入合併(吸収合併)」の2つに分けることができます。

新設合併とするのか、編入合併とするのかは、合併の法形式として最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものとなります。

新設合併と編入合併の違い

新設合併と編入合併の違いは、「新設合併と編入合併の比較表」（89～90頁）のとおりですが、どちらの形態をとるかによって、合併にかかる事務手続き等も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や形態、合併に向けての経過などの状況を慎重に協議して、合併の形態を選択することになります。

【編入合併と新設合併の比較表】

区分		編入合併	新設合併						
定	義	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの						
法	人	格	編入する市町村の法人格が継続する。	新たに法人格が発生する。					
合	併	市	町	村	の	名	称	編入をする市町村の名称となる。	新たに定める。
事	務	所	の	位	置	一般的には、編入をする市町村の事務所の位置となる。	新たに定める。		
議	会	議	員	原則	編入をする市町村の議員はそのまま 在任し、編入される市町村の議員はその 身分を失う。(ただし、合併により著しく 人口の増加があった場合には、地方自 治法に定める議員定数の範囲内で増員 選挙を行うことができる。) 任期は、編入をする市町村の議員の残 任期間	合併関係市町村の議員は、その身分を 失う。 地方自治法に定める定数の議員の選挙 (設置選挙)を行い、新議員を選出する。 任期は、設置選挙の日から4年			
				特例	合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 (定数特例制度) 編入をする市町村の議会の議員の 任期相当期間について、人口に応じ て、合併市町村の議員の定数を増加 し、編入される市町村の区域ごとに選 挙区を設けて定数を配分することが できる。 (在任特例制度) 編入される市町村の議会の議員で 当該合併市町村の議会の被選挙権を 有することとなるものについて、編入 をする市町村の議会の議員の残任期 間相当在任することができる。なお、 合併時に「定数特例」又は「在任特例」 を適用する場合には、合併後最初に行 われる一般選挙により選出される任 期相当期間についても、「定数特例」 を用いることができる。	(定数特例制度) 設置選挙により選出される議会の 議員の任期に限り、法定数の2倍まで の議員を置くことができる。 (在任特例制度) 合併関係市町村の議会の議員で当 該合併市町村の議会の議員の被選挙 権を有することとなるものは、全員、 2年以内の間引き続き在任できる。			

区分		編入合併	新設合併
農業委員会委員	原則	編入される市町村の委員はその身分を失い、編入をする市町村の委員はそのまま在任する。	合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。
	特例	編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。	合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10～80人の範囲で1年以内の間在任できる。
特別職		編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は失職する。	合併関係市町村の特別職は失職する。 なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は、新たに任命されることになる。
一般職の職員		編入をする市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入をする市町村の職員として身分を保有する。	引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。
条例、規則		編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。	合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。
基本計画の作成		少なくとも、編入される市町村の区域についての基本計画を作成する必要がある。	合併関係市町村全域に係る基本計画を作成する必要がある。

(注1)

農業委員会の委員については、合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合について記載。農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

(注2)

合併関係市町村のうち、区域の一部のみが関わり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は被選挙権を失うこととなる場合のみ失職する。